論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ	ソゴウ カズタカ		授与番号 甲 1557 号	
氏名 (姓、名)	十河 和貴			
学位の種類	博士(文学)	授与年月日	2022年 3	月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]			
博士論文の題名	9名 明治憲法体制下の権力統合と政党内閣制―責任内閣政治の隘路―			
	(主査)小関素明 (立命館大学文学部教授)		山崎有恒 (立命館大学文学部教授)	
審査委員	永井和 (京都大学名誉教授)			

本論文は明治憲法体制下の権力統合において政党内閣制が果たした機能を再検証することを目標としたものである。

内容は、全二部構成で序章、第一章~第四章、補論、終章よりなる。 構成は以下の通りである。

- 序章 明治憲法体制下の政党内閣制による権力統合を問う意味
- 第1部 宮中の政治的台頭と「憲政常道」の確立
 - 第一章 元老再生産と大正後期の政界―松方正義・牧野伸顕・平田東助を中心としてー
 - 第二章 「憲政常道」の確立と政党内閣初期の政局―「護憲三派体制」の成立― 補論 植民地統治をめぐる相克―「転換期」の台湾を中心にして一
- 第Ⅱ部 二大政党内閣の権力統合構想と明治憲法体制—「政党化」の抑制と責任内 閣制時の限界—
 - 第三章 田中内閣期の産業立国主義と政友会内閣の権力統合構想―拓務省成立 過程―
 - 第四章 浜口内閣の統合構想と第二次若槻内閣の行政制度改革構想 一拓務省を中心に一
 - 終章 政党内閣期の「臨界」

所論の内容に関しては、全体の論の基調は明確であるものの、各章の論点が輻湊している面もあるため、各章毎に要約するという手法はとらず、重要な独創点と思われる点を以下簡潔に整理してみたい。

第一に、いわゆる通常の政党内閣制を根拠づける「憲政の常道」が定着する以前の段階として「挙国一致内閣」構想(後藤新平の「大調査会構想」→田健治郎・牧野伸顕構想)を重視し、護憲三派内閣を政党による「挙国一致内閣」とし一定限度等列なものと見なしたうえで、その延長線上に捉える新しい全体構図を設定したことである。これによって、「挙国一致構想」と「憲政の常道」の距離は従来に比べて相対的に近いものとして捉えられている。その結果、単一巨大政党の統合力にかわって諸勢力間の乖離の調整

者としての「天皇の意向」が策出、利用される余地は従来以上に大きく捉えられ、平田 東助、牧野伸顕などの元老的な存在や宮中勢力、内大臣の動向に従来以上の注意が向け られている<第一章>。

第二に、「憲政の常道」の意味を、主として政権担当能力のある二党迭立(→二大政党制)の制度化という側面において重視したことである。そのもとでは、各勢力の緊迫感をもった競合が前提となる結果、挙国一致内閣型の政権運用と共通した原理に立つものと位置づけられている。そして、そうした原理にたつ政権は、植民地統治機構の独立性を保全し、宮中・天皇の政治的能動性を喚起する余地を生み出すことが重視されている〈第二章・補論〉。

第三に、第二の点と関連して、「天皇の意向」を権力統合の要件として分析する視座と 方法が模索されていることである。田中義一内閣の勅任官任用方針への天皇の懸念への 着目などはその表れである<第三章>。

第四に、政党政治史研究の手法として、権力編成原理を軸にした対立を、政策対立よりさらに根本的な対立として描く政治史(の方法)が徹底され、そのなかに植民地統治機構の扱いをめぐる対立が的確に組み込まれていることである。①内閣(原敬)と植民地統治者(田健治郎・斎藤実)が政策としては内地延長主義で一致しながらも対立していたこと<120 頁>、②田中義一内閣期の産業立国主義を人口問題を解決するための政策的対応とみずに、政党内閣による権力分立統合のための対応として位置づけていること<160 頁~>、③拓殖省設置構想のなかに内閣による統一的意思命令系統の構築<164 頁>と植民地行政の統一<174 頁~>という狙いが込められていたことへの着目がなされていること、はその表れといえよう<第三章>。

つづく浜口・第二次若槻内閣期においても、この植民地統治機構をいかに位置づけ統合するかが政党内閣制にとっての重要な課題であったとして重視され、分析に組み込まれている点は、本稿の一大特色と見なしうる<第四章>。

第五に、第四の点と関連して、政党内閣制が崩壊した要因を、軍部の圧力の直接的作用ではなく政党の手によって植民地行政を統轄しようと試みた結果、外部的圧力が内在的要因に繰り込まれたという点に求めようとしていることである。つまり、政党内閣崩壊の要因を植民地行政が内閣から離れたことに求めるのではなく、逆に内閣が抱え込む条件が作られたことにあるとする認識は<第四章・終章>、本稿の手法の所産として注目される。

本論文の特質は、政党内閣制の機能を帝国憲法下における権力統合の装置と位置づけるという一貫した視座のもとに、その成立から崩壊までを見通そうとしている点にある。各官僚機構の重要ポストへの党派的任用を安定的に推進できることが責任内閣制の要という観点にたち、統治権力の構築をめぐって展開される競合・対立の分析から政党内閣制の実像を筆者独自の視座で再構成することに力点が置かれている。特に、植民地統治機構に政党の統括力が及ぶか否かの分析を組み込んだことは、本論文の独創性として高く評価しうる。

それらを含めて、これまでにあまりあまり使用されていない未公刊の一時資料を多く使用しながら、政党の位置づけをめぐる権力編成原理を軸にした対立を、政策対立より さらに根本的な対立として描く政治史分析(の方法)を徹底することにより、「明治憲法 体制」という体制概念の理解のなかに挙国一致内閣的統合構想を重く位置づけ、その結果おのずと生じる天皇と宮中勢力の「意向」を権力統合上の重要な要素として織り込むことによって、体制概念の見直しにも踏み出そうと企図する本論文の視座と手法は、今後注目を集めていくと思われる。これが従来の明治憲法体制論にかわる新たな体制概念の構築に繋げられることを期待したい。

具体的には、本論文の分析によって、明治憲法体制を従来評価されている以上の柔構造を備えた包括的体制として再定位する必要性の是非をめぐる議論が活性化されていくと思われる。その議論は、今後の日本政治史研究の議論を高度化していくことに繋がるであろう。

それと関連して、上記の本論文の視座と方法論によって、政党政治成立の論理のなかに崩壊の要因が内攻するという理解と認識が従来以上に鮮明になったことは、戦中期をはさんで戦後における統治権力の性格分析に一石を投じる可能性を秘めている。そこで分析の中心に据えられている人事行政の問題は、今日まで尾を引く重要な問題として歴史学のみならず、政治学、行政学など関連分野の研究者の問題関心を刺激すると思われる。

これらの点は、審査委員の高い評価を得た点として特筆される。

以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本 論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応し い水準に達しているという判断で一致した。

本論文の審査は、2022 年 1 月 7 日の 17 時から 19 時 30 分まで衣笠キャンパス末川会館第三会議室で行われた。参加者は本人・主査・副査(2 名)を入れて計 13 名であった。審査においては、主査・副査とも本論文が冒険心と壮意に富んだ意欲作であるという評価に一致しつつも、主として史料解釈の正確性、それと関連した内閣の輔弼範囲の捉え方をめぐって若干疑問が提示された。具体的には以下の点である。

第一に、筆者も使用している行政制度審議会関係資料の記載内容から見て、特に田中 義一内閣が構想した拓務省の想定管轄地が重要な植民地に向けられているとはいいが たいのではないか。

第二に、第一の点と関連し、全輔弼事項(①軍事・軍政関係、②宮中関係、③その他一般行政事項)のうち、内閣が関与できるのは③のみ、牧野伸顕など宮中に関係の深い人物の関心事項は②であるため、両者の関係分析から①の軍事に関する事項に対する内閣の統合力が及ぶ可能性を吟味することには方法論的に限界があったのではない。

第三に、そうであるかぎり筆者が重視している「挙国一致内閣」構想の統合力を高く 評価することは再検討の余地もあるのではないか。

この三点に対して筆者は、第一の点については今後当該資料を精読したいとしつつも、記載されている対象国に関して、そこで係争点となっている移民問題の管理も重要な職掌と考えるべきであると答え、第二・第三の点については、それらを含めて責任内閣制の「隘路」として重視するのがむしろ本論文の趣旨であると果敢に応酬した。

以上、扱っている問題が大きいだけに、本論文の中核的論点も含めて今後細密に検討 すべき課題は残されているとはいえ、総体的に見て、近代日本における政党政治の位置 づけ再検証を通じて、近代日本の統治体制の認識枠組みの再検討に迫る意欲作であり、 関連分野に一石を投じる力作であるとの評価に一致した。

これに加えて審査委員会は、本論文の主要分野である日本近現代史にかかわる筆者の【歴史的事項に関わる知識】、【主要な先行研究と本論文との関係】について試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在籍期間中における個別論文や学会発表などの様々な研究活動の学問的意義についても質疑応答を実施し、筆者の研究に向き合う真摯な姿勢と意欲、高い研究推進能力を再認識した。それらを通じて筆者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(文学立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。